

かなたケアマネジメント運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社奏空ソーシャルワークスが開設するかなたケアマネジメント（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。以下同じ。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かなたケアマネジメント
- (2) 所在地 名古屋市東区東桜一丁目9番8号板柳ビル5D号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00～17:00とする。

(居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援又は介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
 - (2) 使用する課題分析票の種類 事業所独自方式
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市東区、中区、千種区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメントの防止について)

第9条 利用者又は家族等による介護支援専門員や事業者に対する、原則に基づかない過剰な要求、暴力、暴言、威圧的言動、強迫等のカスタマーハラスメント行為が確認できた場合は、職員の就業環境の確保を目的として、当法人は組織として毅然と対応を行うこととする。悪質な場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社奏空ソーシャルワークスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。

この規程は、令和8年10月1日から施行する。